

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第4回）

議事録

日 時：平成31年3月29日（金）8:40～8:55

場 所：官邸4階大会議室

出席者：安倍 晋三 内閣総理大臣
菅 義偉 内閣官房長官（議長）
山下 貴司 法務大臣（議長）
茂木 敏充 経済再生担当大臣
片山 さつき まち・ひと・しごと創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（地方創生）
麻生 太郎 財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）
宮腰 光寛 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、少子化対策）
山本 順三 内閣府特命担当大臣（防災）兼国家公安委員会委員長
平井 卓也 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
石田 真敏 総務大臣
河野 太郎 外務大臣
柴山 昌彦 文部科学大臣
根本 匠 厚生労働大臣
吉川 貴盛 農林水産大臣
世耕 弘成 経済産業大臣
石井 啓一 国土交通大臣
原田 義昭 環境大臣

（議事録）

○山下法務大臣 ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。特定技能制度の準備状況について資料1に基づいて、私から御説明します。

まず、1、2ページ目をご覧ください。政省令については、今月15日に公布済みであり、3月20日には、利用者に制度を分かりやすく解説した運用要領をホームページに掲載しました。

次に、3ページ目をご覧ください。試験の準備状況について、介護分野、宿泊分野及び外食業分野については、4月に技能試験を実施予定であり、また、国際交流基金日本語基礎テストも4月に実施予定です。その他の分野でも、2019年度中に技能試験を実施予定です。

次に、4ページ目をご覧ください。二国間取決めについては、今月19日にフィリピンと、25日にはカンボジア及びネパールと、昨日28日にはミャンマーと、それぞれ署名・交換を行いました。

また、ベトナム及びモンゴルとの間でも、取決めの内容は合意しており、早期の署名に向け調整を行っています。

これらのほか、中国、インドネシア及びタイについても、できるだけ早く二国間取決めを作成できるよう取り組んでいきます。

次に、5ページ目の広報活動につきまして、法務省ホームページの特設サイトによる情報提供のほか、全国47都道府県における説明会を実施済みです。

次に、6ページ目でございますが、大都市圏への集中防止策について、分野横断的な取組として、法務省において分野別・地域別の受入れ数の把握・公表等を行い、また、各分野の所管省庁及び協議会において、人手不足の状況等を把握し、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を行うこととしています。

簡単ではありますが、法務省における特定技能制度の施行準備状況の説明は以上です。

次に、河野外務大臣から御発言願います。

○河野外務大臣 9か国との二国間取決めの状況については、先ほど山下法務大臣から報告があったとおり、フィリピン、カンボジア、ネパール及びミャンマーとは署名を終え、ベトナム及びモンゴルとは内容について大筋合意に至っております。交渉が続いている中国、インドネシア及びタイについても、合意にあと一歩となりました。4月の協議スケジュールも決まっており、先方から署名についても言及してくるなど、大変強いモメンタムがあります。外務省としても、引き続き法務省はじめ関係省庁と緊密に連携し、早期署名に向けて、政務、大使からの働きかけを含め引き続き全力で取り組んでまいります。

また、これら9か国に続いて送出しが見込まれる国や、「特定技能」に関心を示している国に対しても、順次、在外公館を通じて二国間取決め作成に向けた調整を行っています。副次的効果として、これまで退去強制に応じてこなかったトルコが退去強制に応じ始めました。まだイランが残っている状況です。

さらに、「特定技能」について、国際交流基金による日本語テストの着実な実施や海外における正確な情報の発信、悪質な仲介事業者に対する注意喚起などにも取り組んでいきたいと思っております。

○山下法務大臣 それでは、次の議題に移ります。総合的対応策の進捗状況について、私から御説明します。資料の2をご覧ください。

まず、一元的相談窓口の設置に係る交付金について、整備費は37、運営費は62の地方公共団体から申請があり、整備費は申請した全ての団体に交付決定し、運営費についても速やかに交付決定を行うこととしています。なお、本年4月以降に申請を希望する地方公共団体もあるため、適切に対応してまいります。

次に、生活・就労ガイドブックにつきましては、4月1日付けで日本語版と英語版を外国人生活支援ポータルサイトに掲載するほか、今後、冊子版も作製・配布していくこととしています。また、追って多言語化にも取り組んでまいります。

次に、技能実習に関しては、「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における調査・検討結果が取りまとめられ、本日、公表することとなりました。

資料3をご覧ください。調査の結果、一部の実習実施機関における労働関係法令違反が新たに確認されるなどしました。

他方で、技能実習法による制度の適正化については、全体として一定の機能を果たしていることが確認されました。

今回の調査・検討結果も踏まえ、引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。

次に、東京福祉大学においては、多数の留学生が行方不明となっていること等を受け、法務省では、入学予定者に対し、慎重な審査を行っています。先般、文部科学省と共に実地調査を行っており、今後、早急に対応策を取りまとめ、審査等の場面で適切に対応していきます。

簡単ではありますが、法務省における総合的対応策の進捗状況の説明は以上です。

次に、根本厚生労働大臣から御発言願います。

○根本厚生労働大臣 厚生労働省としても、受け入れる外国人が我が国で安心して就労・生活できる環境を整備することが重要だと考えております。そのため、まず適正な労働環境等の確保のため、労働基準監督署やハローワークにおける体制を強化するとともに、労働関係法令の遵守に向けた周知・啓発、適正な雇用管理のための相談・指導等に取り組んでまいります。また、法務省の技能実習生の失踪・死亡事案の調査結果を受けた対応として、問題があると認められる事案については、法務省と連携した上で、適切に対応するほか、外国人雇用状況届出事項として在留カード番号を追加するなど法務省との情報連携の強化に向けて取り組んでまいります。

○山下法務大臣 次に、柴山文部科学大臣から御発言願います。

○柴山文部科学大臣 文部科学省では、全国各地における日本語教育、外国人の子供の教育の充実、留学生の就職支援等に向けて、2019年度予算を早急を実施するなど取り組んでいるところです。

特に、留学生については、法務省と連携のもと、日本語教育機関の質の向上のため、告示機関の抹消基準を設定するとともに、留学生の就職支援の促進に向け、各大学の就職率の公表の要請などを行っています。

なお、先ほど法務大臣からも説明がありましたが、東京福祉大学については、所在不明者とも思われる除籍者が多く発生しているなど、在籍管理体制に懸念があるところです。26日に同大学に対し実地調査に入ったところですが、引き続き徹底した調査を行うとともに、状況を精査し、法務省とも連携して厳格に改善指導を行ってまいります。

○山下法務大臣 最後に、プレスを入室させます。

(報道関係者入室)

○山下法務大臣 総理から御発言があります。

○安倍内閣総理大臣 いよいよ4月1日から、新たな外国人材の受入れ制度がスタートいたします。新たな制度は、現下の深刻な人手不足の状況に対応するため、即戦力となる外国人材を受け入れるものであります。先の臨時国会での法案成立後、これまで全ての都道府県で説明会を実施するなど万全の準備を進めてまいりましたが、新たな制度が円滑に実施されるよう、引き続き、関係省庁が連携して対応を行ってください。一方、外国人に関しては、技能実習生の失踪や、大学留学生の行方不明が問題となっております。国民の皆

さんの不安を解消するためにも、技能実習制度の適正な運用を確実に行うことはもとより、新設する出入国在留管理庁を中心に在留管理を徹底するなどして、不適切事案を防止するとともに、不法就労や不法滞在に対しては厳正に対処していかなければなりません。外国人の皆さんが、日本で、そして地方で「働いてみたい」、「住んでみたい」と思えるような、国民と外国人の双方が尊重し合える共生社会を実現するため、各位におかれては、引き続き万全の対応をお願いします。

○山下法務大臣 ありがとうございました。プレスの皆様方は、ここで御退出ください。
(報道関係者退室)

○山下法務大臣 それでは、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

(以上)